

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課																								
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会																										
開催日	令和4年3月29日(火)																										
開催時間	午前9時30分 開会 ・ 午前11時13分 閉会																										
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎 4階 大会議室																										
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要																										
出席者(委員)氏名(出席者数)	加藤 久子、織田 京子、川崎 葉子、諏訪 三津枝、芝寄 和好 金子 裕太、田尻 要、山本 明伸、大塚 明夫、佐藤 泰彦 宮永 文雄、関口 知子、寺崎 孝雄、新井 昌行、新井 正 (会長1名、委員14名)																										
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	小泉 晋史 (委員1名)																										
事務局職員職氏名	<table border="0"> <tr> <td>都市建設部長</td> <td>清水 洋</td> </tr> <tr> <td>〃 副部長</td> <td>清水 千之</td> </tr> <tr> <td>〃 副部長</td> <td>五十嵐 剛</td> </tr> <tr> <td>〃 都市計画課長</td> <td>矢部 正樹</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 副参事</td> <td>藤村 弥</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 副課長</td> <td>山崎 忠義</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 計画担当主査</td> <td>飯塚 大輔</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 副主査</td> <td>柳 忍</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 副主査</td> <td>本間 直人</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 主事</td> <td>白井 勇次</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 主事</td> <td>阿部 奈々</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 公園緑地担当主任</td> <td>矢野 倫央</td> </tr> </table>			都市建設部長	清水 洋	〃 副部長	清水 千之	〃 副部長	五十嵐 剛	〃 都市計画課長	矢部 正樹	〃 〃 副参事	藤村 弥	〃 〃 副課長	山崎 忠義	〃 〃 計画担当主査	飯塚 大輔	〃 〃 〃 副主査	柳 忍	〃 〃 〃 副主査	本間 直人	〃 〃 〃 主事	白井 勇次	〃 〃 〃 主事	阿部 奈々	〃 〃 公園緑地担当主任	矢野 倫央
都市建設部長	清水 洋																										
〃 副部長	清水 千之																										
〃 副部長	五十嵐 剛																										
〃 都市計画課長	矢部 正樹																										
〃 〃 副参事	藤村 弥																										
〃 〃 副課長	山崎 忠義																										
〃 〃 計画担当主査	飯塚 大輔																										
〃 〃 〃 副主査	柳 忍																										
〃 〃 〃 副主査	本間 直人																										
〃 〃 〃 主事	白井 勇次																										
〃 〃 〃 主事	阿部 奈々																										
〃 〃 公園緑地担当主任	矢野 倫央																										
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0名)																										
会議の内容	(議題) 議案第1号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更(素案)について(鴻巣市決定) 議案第2号 鴻巣市緑の基本計画の変更(素案)について(鴻巣市決定) 議案第3号 特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について 議案第4号 鴻巣市都市計画審議会運営要領の改正について																										
	(決定内容) ○議案第1号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。 ○議案第2号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。 ○議案第3号について説明、意見聴取及び質問回答を行った。 最終的に審議会として「意見なし」となった。 ○議案第4号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。																										
	(説明の概要) ○議案第1号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更に関して、素案を審議する。 ○議案第2号 鴻巣市緑の基本計画の変更に関して、素案を審議する。 ○議案第3号 生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき鴻巣市都市計画審議会における意見聴取を行う。 ○議案第4号 鴻巣市都市計画審議会運営要領の改正に関して、改正案を審議する。																										

配布資料	1 次第
	2 議案書
	3 議案資料
	4 事前質問回答書
	5 議案第1号 鴻巣市都市計画マスタープラン 12、21ページ
	6 議案第2号 鴻巣市緑の基本計画 11、17、19、21、29、43、53、77ページ
	7 議案第2号資料 新旧対照表
	8 議案第4号 鴻巣市都市計画審議会運営要領の改正について
	9 議案第4号資料 新旧対照表
	10 鴻巣市都市計画審議会委員名簿
	11 配席表

## 質問回答内容概要

### ○議案第1号「鴻巣市都市計画マスタープランの変更（素案）について（鴻巣市決定）」

#### 【事前通告】

①

委員： 消防活動困難区域への対応は、防火地域、準防火地域の指定拡大の事例はあるか。

事務局： 道路整備事業を順次行っております。防火地域、準防火地域の指定拡大の事例としましては、箕田産業団地エリアがございます。

②

委員： コンパクトシティに向けてのまちづくりの具体的な流れは、低未利用地の有効活用、交通基盤の整備はどのように行うのか。

事務局： 令和4年度から立地適正化計画を策定してまいります。その中で検討してまいります。

#### 【当日】

③

委員： 交通手段の最適化を検討するに当たり、資料の新旧対照表の旧では「官民連携で検討し」とありましたが、新では官民連携という言葉が削除された理由は。

事務局： 民間団体との協議を行った経緯がなかったため削除しました。

④

委員： 将来の都市構造の設定で、拠点から市民農園を削除した理由は。

事務局： 現在市民農園でイベント等は行っておらず、花の空間の形成も市民農園を中心には行っていない実情を踏まえまして削除しました。

⑤

委員： 「土地利用の方針」のところで、「幹線道路沿道や JR 高崎線沿線」を削除した理由は。

事務局： 不燃化につきましては、高崎線沿線で行っているだけでなく、市内全域で行っておりますので削除しました。

⑥

委員： 「都市防災に関する方針」のところで、「北鴻巣駅周辺の」という文言を削除した理由は。

事務局： 建築物の不燃化につきましては、北鴻巣駅周辺だけではなくて市内全域で行っているものなので削除しました。

⑦

委員： 「まちづくりに関する市民の声」には、ワークショップを行って出てきた意見が載っていると思うが、いつ頃行われたのか。

事務局： 当初策定時の平成 21 年です。

⑧

委員： 今回変更するにあたり、市民の声はどの程度、反映されているのか。

事務局： この意見については、全面改訂のときに検討いたします。

⑨

委員： コロナの影響により市民生活がかなり変わってきている。タイムリーな市民の意見は必要と思う。平成 21 年の意見をそのまま載せるのはいかがなものか。

事務局： 今回の改訂は上位法に寄り添う形と、古くなったデータを更新するのが目的です。目標年度は令和 7 年度になります。令和 7 年度からの次の段階では、状況の変化も踏まえて、市民の意見を十分反映させた形で、新規に作るような改訂をさせていただきたいと考えています。

⑩

委員： 新しいマスタープランができるのは何年頃か。

現在のコロナ禍においては、10 年、20 年後を見据えたマスタープランが必要となる。10 年後には、調整区域の農家の空家が増えていくことが想定されるが、区画形質形状の変更を認めない場合、500 坪の空家ができる。それはそれでコンパクトシティに向かう 1 つの形かもしれないが、このような空家を物流関係のニーズと合わせる事ができれば、鴻巣市内における活用が期待される。新しいマスタープランではそういったことも検討してもらいたい。

事務局： 目標年次が令和 7 年なので、次の計画は令和 7 年までに策定したいと考えております。

今後、埼玉県「鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改訂が行われる予定です。人口減少に向かう中、用途についても、県の計画が示された上で、それに沿って鴻巣市都市計画マスタープランを改訂していきたいと考えております。

⑪

委員： 「地区計画制度等の導入」と書かれているが、実際に今あるのか。今後作る

のであれば、どの地域がそれに当たるのか。

事務局： 地区計画提案制度の導入については、現在検討しております。この制度は市民による提案になりますので、特にこの地域で、ということはありません。防火・準防火地域の指定については、県の方からの指導があると考えております。

⑫

委員： 地区計画提案制度に関して、市民で知っている方はいないのではないかと。

事務局： 策定中でありますので、少しずつ皆様に周知して、最終的にはどなたでも使えるようにしていきたいと考えております

⑬

委員： 鴻巣駅西口周辺では、「指定容積率に見合った土地の高度利用を促進し」と書かれているが、実際にどう推進してきたのか。エルミパークでは、若者が昔溜まって、クレームが出た事例がある。クレームを出されないよう、住民への説明をこれまで行ってきたか、または、これから行うか。

事務局： 高度利用につきましては、鴻巣駅東口で開発に伴った高度利用がされています。将来的に西口も同じように推進していただければということで載せてございます。

エルミパークにつきましては、皆さんがクレームのないように使えるようにしていきたいと思っております。

⑭

委員： 「歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地」とあるが、歩ける範囲の中に人と会えるところがない。例えば空家を利用して人と会う。歩いて行けるから、そこを避難所としても利用し、救援物資も届く。テレビ電話を用意すれば状況も分かる。

事務局： 今後コンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を作成してまいります。その中で、勘案しながら計画を策定してまいります。

## ○議案第2号「鴻巣市緑の基本計画の変更（素案）について（鴻巣市決定）」

### 【事前通告】

①

委員： 特定生産緑地についても、オープンスペースとしての活用を検討する考えなのか。

事務局： 建物等の倒壊の心配がないため緊急時における一時的なオープンスペースとして活用を検討する対象となると考えております。

②

委員： 公園等について、「市民との連携を密にした維持管理を進める」となっているが、具体的な事例はあるか。

事務局： 公園整備奉仕活動として公園の美化活動を推進しております。現在40団体に、市内50ヶ所の公園緑地等において清掃、除草をしていただいております。また、公園緑地監視員の制度によって、公園緑地等の利用マナーの向上を促進し、良好な環境を保全しております。現在29名の方に監視員として、草や樹木の状況、施設の破損などの報告をいただいております。

③

委員： 公園の維持管理はこれまでも行っているのに、今回表記を追加する理由は。

事務局： 法改正により、記述する必要があったためです。

④

委員： アダプト制度の内容と課題は。

事務局： アダプト制度とは、市民と行政との合意に基づいて共同で管理していく制度です。この制度を根付かせたいのですが、今後の課題として検討していかなければいけないと考えております。

### 【当日】

⑤

委員： 児童公園の遊具の計画があるか。

事務局： 地元の方に意見をお聞きし、改修するものもあれば、撤去して更地にするものもございます。

⑥

委員： 町内会のお話を聞き、どこまでを優先的に行うかというのは、どのように考えているか。

事務局： 地元の意見を尊重した形で調整をしていきたいと考えています。

⑦

委員： 公園監視員は、どのような内容の監視をしているのか。

事務局： 公園施設を目視により確認して、この辺は危ない、改善した方がよい等、気になる点を報告していただいております。

⑧

委員： 自治会では公園監視員を把握しているのか。

事務局： 公園監視員は、個人のボランティアによります。自治会で把握しているかは確認していません。

⑨

委員： 「タウン」を「シティ」にすることに、どういう意味があるのかを伺う。

事務局： 今後「コンパクトシティ」と記す中で、同じ文言に統一した方がいいと考えたためです。

⑩

委員： 民有地に対する維持管理について、具体的にどのようなことを計画されているか。

事務局： 民有地に関して、具体的な計画はございません。現在行っているものについては、保護樹木がございます。樹木に対する助成金で、今後、広げていくために募集をかけていきたいと考えています。

⑪

委員： 多くの樹木を持っているような民有地を今後どのようにされるのか。

事務局： 現在の制度で、保護樹木だけではなく保護地区という、一団の緑地として保護するという助成金も出しております。

⑫

委員： 緑を維持していくにあたって、再利用エネルギーとのバランスをどのように考えているか。

事務局： 緑の保全是緑の基本計画、ゼロカーボンは環境基本計画で示しています。そちらと整合を図りながら、緑の基本計画は緑を保全していく立場ですので、合わせて環境基本計画の方にも携わって行きたいと思っております。

### ○議案第3号「特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について」

【当日】

①

委員： マスタープランの中で生産緑地へ緊急避難するとあったが、生産緑地は田んぼや畑で、田んぼの中に避難するのは不可能である。資料に生産緑地の地目を入れてもらいたい。

事務局： 分かりやすい表記ができるよう、検討いたします。

○議案第4号「鴻巣市都市計画審議会運営要領の改正について」

【当日】

①

委員： 常務委員会で、特定生産緑地の指定に係る意見聴取を扱えるようにするという  
ことでよいか。

事務局： そのとおりです。